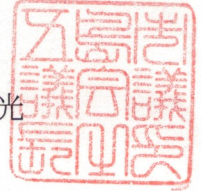


6五議第853号
令和7年2月26日

510けいしょう会
代表 丸田 敬章 様

(審査庁) 五島市議会
議長 木 口 利 光



五島市行政不服審査会への諮問等について(通知)

五島市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に関する処分(6五議第515号)についての審査請求(事件番号:令和6年度第1号)について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の規定により、五島市行政不服審査会に諮問をしたので、同条第3項の規定により、通知するとともに、審理員意見書の写しを送付します。

審理員意見書

事件番号 令和6年度第1号
文書番号 6五議第672号
提出日 令和7年2月14日

五島市議会議長 木口 利光 様

審理員 大賀 義信

審理員 蓮本 光之

審理員 角野 隆



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 510けいしょう会 代表 丸田 敬章 が令和6年11月19日に審査請求を行った、五島市議会議員政治倫理条例施行規程（以下、「政治倫理規程」という。）第7条第2項第2号に基づく処分庁 五島市議会議長 木口 利光による審査請求却下処分についての、審査庁がすべき裁決に関する審理員意見書を提出する。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、五島市議会議長 木口 利光 が審査請求人に対して令和6年10月8日付けで行った政治倫理規程第7条第2項第2号の規定による審査請求却下処分に対し、審査請求人が、この処分は、違法、不当であると主張して、処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 五島市議会議員政治倫理条例（以下、「政治倫理条例」という。）第4条第1項は、「議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」と規定し、第1号は、「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と定められている。
- (2) また、政治倫理条例第7条は、「議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、市民にあっては有権者50人以上、議員にあっては2人以上の者の連署をもって、その代表者から議長に対し、当該違反を証する資料を添付して、審査を請求することができる。」と規定し、第1号は、「第4条第1項各号に規定する政治倫理基準」と定められている。
- (3) 審査請求却下処分の処分基準として、政治倫理規程第7条第2項は、「議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときであって、議長が当該審査請求をした市民又は議員の代表者に補正を求めても、なおこれに応じないときは、当該審査請求を却下するものとする。」と規定し、第2号は、「審査請求が条例第7条各号のいずれにも該当しないとき。」と定められている。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、上記処分基準に当てはめた結果、請求の対象となる事由の内容は、議員としての職務とは関係のない私人としての行動に関する問題であり、政治倫理条例第4条第1項第1号に該当しないと判断し、政治倫理規程第7条第2項第2号の規定に基づき審査請求人に対して審査請求却下処分を行った。

3 審理手続の経過

- ① 令和6年11月19日、審査請求人は行政不服審査法第2条に基づいて、令和6年10月8日に五島市議会議長 木口 利光によって行われた審査請求却下処分に対する審査請求を行った。
- ② 令和6年12月6日、審理員が指名された。
- ③ 令和6年12月10日、五島市議会議長 木口 利光 より弁明書が提出された。
- ④ 令和6年12月19日、審理員からの申し入れにより、処分庁に対して文書による質問を実施した。
- ⑤ 令和6年12月20日、審査請求人から反論書が提出された。
- ⑥ 令和6年12月25日、審理員からの申し入れにより、処分庁に対して質問を実施した。

第3 審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張の要旨

市議会議員Aの行為は、市議会議員として倫理上問題があるので政治倫理条例第4条第1項第1号に該当するから、同条例第8条第1項に基づき五島市議会政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、請求された事項の審査を審査会に諮るべきである。

2 処分庁の主張の要旨

市議会議員Aの議員としての職務と関係のない私的行為は、五島市議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号に該当しないので、同条例施行規程第7条第2項に基づき当該審査請求を却下した。

第4 論点整理

本件処分は、本件処分を行う基準（政治倫理規程第7条第2項）のうち、議員としての職務とは関係のない私人としての行動に関する問題が、政治倫理条例第4条第1項第1号に該当するかどうか直ちに明らかとまではいえず、審査請求人も争っているため、この点について判断する必要がある。

第5 審理員意見書の理由

1 審理員が認定した事実

政治倫理条例制定時の提案説明や質疑及び議案上程前の議員全員協議会において、「議員としての職務と関係のない私的行為」が政治倫理条例第4条第1項第1号「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為」に該当しないことを明確に示されたものはない。

2 論点に対する判断

- (1) 本件審査請求の論点は、第4で記載したとおり、審査請求人が主張する議員としての職務とは関係ない私人としての行動が、政治倫理条例第4条第1項第1号に規定する「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為」に該当するか否かである。
- (2) この点、1で認定した事実を政治倫理規程第7条第2項第2号の基準にあてはめると、上記事実は「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為」に該当しないとはいえない。これらのことから、処分庁が行った審査請求却下という処分は、不当なものと考えられる。

第6 結論

上記のとおり、本件処分は不当である。そのため、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、取り消されるべきである。

第7 付言

特になし。